

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成27年第4回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成27年12月15日(火) 開会：午前10時3分 閉会：午後0時23分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第82号 下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について

議案第85号 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第86号 筑西市税条例等の一部改正について

議案第87号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第89号 平成27年度筑西市一般会計補正予算(第8号)のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 中島 国人君

委員長 榎戸 甲子夫

○副委員長（田中隆徳君） おはようございます。ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあったものは、榎戸委員1名であります。

それでは、12月14日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、市長公室です。

まず、議案第89号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、本委員会の所管について審査してまいります。

また、議案第89号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決したいと存じます。

それでは、広報広聴課から説明を願います。

大和田広報広聴課長、お願いします。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 広報広聴課の大和田と申します。よろしく願いいたします。

私のほうからは、議案第89号のうち、4ページでございます第2表債務負担行為補正の追加の中で広報広聴課所管のものについてご説明申し上げます。同ページ下から5行目をごらんいただきたいと思います。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○広報広聴課長（大和田 浩君） 4ページになります。下から5行目になります。広報筑西印刷業務につきましてでございます。期間は平成28年度で、限度額は2,011万6,000円となっております。この債務負担行為の設定につきましては、来年度に発行します「広報筑西ピープル」、1日号と15日号、合わせて24回分の印刷業務につきまして今年度中に契約、発注等の事務処理を行う必要があるため計上するものでございます。

なお、発行部数に関しましては、1回当たり3万7,000部を予定しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○副委員長（田中隆徳君） ご苦労さまです。

それでは、質疑を願います。

仁平委員、お願いします。

○委員（仁平正巳君） この「ピープル」のただいま契約と説明されましたけれども、この契約方法はどういうふうになっていきますか。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 一般入札になっております。昨年度は9社により入札を行っております。

○委員（仁平正巳君） はい、わかりました。

○副委員長（田中隆徳君） ほかに何かよろしいですか。

はい、鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 9社というのはどこなのですか。印刷業界からいろいろな不満が出ているのです。

特別「ピープル」だとは私は断定しないのだけれども、印刷に関する発注方法が地元筑西市の業者外にも発注されているという話はよく聞くのです。そういうあれはどのようなのですか、広報広聴課としては。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 印刷業務発注に関しましては、地元優先という話もございまして、まして地元の広報紙ですので、地元のことをよく知っている方という意味合いも考えております。

○委員（鈴木 聡君） だから、市内の業者ですね。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 市内の業者ということで行っております。

○委員（鈴木 聡君） では、広報広聴課では、市内、地元業者ということで指名しているわけですか。9社。それは……

○広報広聴課長（大和田 浩君） 9社ですが、辞退したところもございまして、入札したものが9社ということでございます。

○委員（鈴木 聡君） その9社というのは、どこと、どこと、どこなのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 大和田広報広聴課長、お願いします。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 申しわけございません。ちょっと、きょう今資料を持ってきていなかったもので、後でご説明申し上げてよろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） 本会議場でなくて常任委員会なので、資料というのは抱え切れないほど本当は持ってきて答弁しなければならないのですよ、細かく。それが常任委員会の使命ですからね。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 申しわけありません。

○委員（鈴木 聡君） 事細かくここで聞くというか、だからそれはやっぱり構える姿勢としてはいただけないね。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 申しわけないです。

○委員（鈴木 聡君） どうなのですか、市長公室長さん。

○市長公室長（稲見 猛君） 鈴木委員さんからご指摘がありますように、私どものほうでは、市内の業者の方にできることについては、基本、市内の業者の方をお願いをしたいという基本的な姿勢には変わりございません。この広報紙につきましても、そのような趣旨から市内の業者の方々をご指名させていただいて、一般競争入札で決定をしているということでございます。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、印刷物の発注というのは、またその部、課によってやっているわけだ。統一されたものはないですね、特別。その辺。

○市長公室長（稲見 猛君） 基本的には指名選定委員会がありますので、指名選定委員会のほうで決定をするわけでございます。ただ、私も指名選定委員会の一員になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、印刷業務にかかわらず、市内の業者にできることについては、できるだけ市内の業者に指名をするというのを基本原則といたしております。

○委員（鈴木 聡君） はい、いいです。

○副委員長（田中隆徳君） 書類は大丈夫ですか、後ほど。

○委員（鈴木 聡君） 後で聞かせて……

○副委員長（田中隆徳君） 資料を、では提出をお願いします。

○広報広聴課長（大和田 浩君） はい、わかりました。

○副委員長（田中隆徳君） ほかに誰かいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中隆徳君） 以上で市長公室の所管について審査を終わります。

ここで執行部の市長公室から総務部への入れかえをお願いいたします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○副委員長（田中隆徳君） 次に、総務部の所管の審査に入ります。

まず、議案第85号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、総務課から説明を願います。

中澤総務課長、お願いします。

○総務課長（中澤忠義君） 総務課の中澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第85号につきましてご説明いたします。まず、今回の条例制定につきましては、マイナンバーの運用が来年1月1日から開始されるに当たりまして、マイナンバーの利用及び提供につきましては番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定によりまして、市の条例で定めることにより、国の情報提供ネットワークを介さずに市の機関内における複数課における連携による利用、そして市長部局と教育委員会などの市の他の機関の間における提供をすることができるとされていますことから、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため条例を制定するものでございます。

なお、この条例は、全国のどの自治体においても定める必要があるとされておりまして、

それでは、条例の主な内容をご説明いたします。

まず、第1条ですが、これはこの条例の趣旨規定でございます。

次に、第2条は、この条例で使用する用語の定義規定でございます。

裏面、2ページをごらんいただきたいと思っております。第3条につきましては、マイナンバーの利用及び提供に関する市の責務を規定したものでございます。

次に、第4条は、番号法第9条第2項の規定に基づきまして、マイナンバーの庁内連携による利用について規定するものでございまして、市の各機関内の複数の課において番号法別表第2に規定された事務に限りましてマイナンバーを利用することにより、同じく同表に規定された特定個人情報を利用することができるようにする規定でございます。例えば、医療保険課で番号法別表第2に規定された国民健康保険事務を進めるに当たって対象者の住民票関係情報と市民税関係情報が必要な場合に、マイナンバーを利用し、庁内情報ネットワークを通じて、市民課及び課税課からそれぞれ必要な情報の提供を受けるようにするものでございます。このことを可能にする条例でございます。

次に、第5条でございますが、番号法第19条第9号の規定に基づき、特定個人情報を本市のほかの機関に提供することについて規定するものでございます。筑西市では、市長部局と教育委員会の間において、

番号法別表第2に規定された事務に限りマイナンバーを利用することにより、同表に規定された特定個人情報を提供できるようにするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行日を平成28年1月1日とするものでございまして、これは番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日と同一でございます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長（田中隆徳君） それでは、質疑願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） きのうもかなり質疑のほうでもお話しされておりましたけれども、本当に通知、皆さんのところに番号の通知が来ましたよね。あれって、総務省の要するに案内が入っていたと思うのですけれども、あれは非常に、ちょっと細かい字で、わかりづらいのですね。やっぱり市民の皆さんというのは、今回こういうふうになったというのは新聞とかテレビなんかではわかっているかもしれないのですけれども、細かいメリットとかデメリットといった部分の理解というのは本当にされていないのが現実かなと思ったときに、やはり筑西市としてはこういうふうな手続が簡単になりますよというようなもっと具体化したものでお知らせしないと、皆さん、何だろう、これという感じで終わってしまうかなというのを非常に自分であれを見て感じましたので、またその辺の工夫ができないかという点と、あとこれからコンビニなんかでもかなりこの交付の部分というのは、今現在、ではコンビニでの交付でマイナンバーを使っているものというのとは何なのかという部分をまず教えていただきたいと思います。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） まず、広報の点でございますけれども、マイナンバーの制度につきましては、国民生活を支える社会基盤として国が導入した制度でございまして、広報も基本的に国が主体として行われております。とはいっても、本市においても当然広報する必要がございまして、これまでホームページや広報紙、そして自治会への回覧等を実施してきたところでございます。そして、今後事務ごとにどのようなものがマイナンバーに記載する必要があるのかというものを今取りまとめを行っているところでございまして、早々に広報紙で広報をする予定になっております。

次に、マイナンバーのコンビニ交付ですけれども、済みません、担当が市民環境部なのですけれども、今自動交付機で交付されております住民票に課税証明書、それが予定されると聞いております。

以上です。

○副委員長（田中隆徳君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） わかりました。では、その細かい広報をこれからやったださるという部分なので、それをしっかりと待ちたいと思いますので、よろしく願いします。いいです。

○副委員長（田中隆徳君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 3点ほどお伺いさせていただきたいのですが、まず1点目は、1月から個人番号カードが申請したら発行されるというのは、いつまで無償なのでしょう。1つずつ聞きます。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

（「当分の間無料でつくってもらえますよね。それは」と呼ぶ者あり）

○総務課長（中澤忠義君） 個人番号カードの交付については、無料と聞いております。

○委員（藤川寧子君） いつまでも。

○総務課長（中澤忠義君） はい。

○委員（藤川寧子君） それと、では、市役所とか銀行とかに、あと自分の勤務先にマイナンバー、市役所は申請しなくてもいいけれども、教えますよね。相談されたのですけれども、個人ではない会社に土地を貸している人が、やっぱりマイナンバーを申請してくれと言われたのですね。でも、相手は民間会社で、守秘義務はありませんよね。そういうところでもやっぱり自分の個人番号は教えなければいけないものなのですか。多分利用料を、土地代金を銀行振り込みで支払われると思うのですけれども、銀行がわかっていたらいいのではないかなと思うのだけれども、どうなのでしょう。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 国の出されている資料によりますと、税務署のほうに、私たち市役所でも職員に給料を払いますと、給与報告というものをいたします。その場合に、従業員であるうちのほうの職員から個人番号をとって、あと扶養義務者についても個人番号をとって税務署のほうに報告することになっておりますので、土地を貸して、その土地の使用料を支払うということになれば、その事業者のほうで税務署のほうへの報告義務があると思われま。ということであれば、そこに個人番号を記載するのかわかれます。

○副委員長（田中隆徳君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） だから、そのときにやっぱり、相手は個人だから、番号を教えて、すごい私は不安ではないかなと思うのですよね。守秘義務はありませんからね。そんなガードはありませんものね。それでもやっぱり教えなければいけないものなのか。それとも、教えなかったら何かデメリットがあるのかどうか、わかりますか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 本会議の中で各部長さんからの答弁にもありましたけれども、税務署への調書の提出については基本的には法令に定める義務でありますけれども、税務署のそういう手続がホームページで公表されておまして、その中では、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは決められた義務であるけれども、我々の事務として、それらを拒否された場合には、その経過を記録してその申請書を受理するというようなことになっておりますので、どうしても番号の記載を本人が望まないのであればやむを得ないのかなというふうに感じます。ただ、私ども市の職員といたしましては、うちのほうでやる手続については、お願いしますということで、法令に決められたことですので進めていくことになります。

○委員（藤川寧子君） それは、相手が大きくても小さくてもそうなってしまいますよね。でも、その使用料は振り込みなのにね、銀行に。銀行でわかると思うのですけれども、わかりました。

それから、3つ目は、高齢者で個人番号は来たでしょうというのは、来たか来ていないかわからないという人がいるのです。郵便局から配達されたでしょうというのはわかりません。わからない人ってどこへ行けばいいですか。総務部ですか。郵便局ですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 通知等については市民環境部の市民課のほうで交付事務をやっておりまして、現在戻ってきている分につきましては、市のほうでお預かりしているという通知を先週発送したというふうに聞いていますので、わからないときには市民課のほうに問い合わせをいただければと思います。

○委員（藤川寧子君） もしそれが来ていて、なくなったら、再発行はもちろんしてもらえるというか、それも総務部でいいのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 再発行の事務も市民環境部の市民課で取り扱っております。

○委員（藤川寧子君） 市民課でね。わかりました。

○副委員長（田中隆徳君） いいですか。

○委員（藤川寧子君） はい、ありがとうございます。

○副委員長（田中隆徳君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 実は、つい先日、12日なのですけれども、スピカビルの6階で自治会連合会の自治協力員、自治会長の研修会があったのですが、その当日の資料の中に、毎年たしか2月ごろだと思うのですけれども、自治会長及び班長さんに、数千円だと思うのですけれども、報酬が支払われますよね。その報酬が支払われるについては、もう半年以上も前に班長さんの銀行名、口座番号、口座氏名、そういうものを役所のほうに提出をしているにもかかわらず、再度班長さんのマイナンバーを通知せよという通知文が入っていたのです。二、三、関係自治会長、近くの自治会長さんに聞いてみたところ、私はそれは聞く必要はないと思いますと言うのです。なぜならば、私が班長さんの個人情報を知ることになってしまいますので、私はそれはできませんと。何で役所ではそういうことをするのかと。もう既に銀行名も口座名も通知してあるのに、また番号を通知せよというのはどういう意味なのかと非常に憤慨しておられました。私も同意見なのですが、なぜそういうことになっているのか説明願います。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 平成28年1月1日から発生する所得につきまして、市のほうで税務署のほうに報告する義務があるのですけれども、私たちが言えば源泉徴収票なのですけれども、その報告の中でマイナンバーが必要になることから、同じく市から報酬が支払われる自治協力員の皆様にもマイナンバーの提供をお願いしたものであると思います。ただ、マイナンバーの提出については、基本的に本人から対面でいただくことが原則になっておりますけれども、代理人の場合には委任状とか、提出するマイナンバーをお持ちの方の身分証明書のコピーとか、いろいろ手続があると思いますので、その辺も含めて、広報広聴課のほうではその総会のとき、または今後説明を進めていくのかなというふうに思います。

○副委員長（田中隆徳君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） その場合に、自治会長さんが班長さんにそういうことを説明するのは非常にエネルギーと難しい話になってくるわけです。ですから、これについては罰則規定は恐らくないと思いますので、もう既に通知してあるのだから、その税務署や何かといったって、何千円かの話なのです。それを一々自治会長が、説明がなかなかできない、そういう理由でマイナンバーを聞いて歩くというのは非常にお

かした制度だと思いますので、もし拒否された場合はしょうがないのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 先ほども申し上げましたけれども、市としては、法令に定められているものでありますので、記載をお願いするけれども、どうしても書かないということで、そのことで何らかの不利益をこうむることはないと思います。ただ、利用の中で、申請別の利用事務の中で、例えばマイナンバーを記載することによって課税証明、所得証明書とか住民票とか、そういうものが省略される場合もあると思います、庁内連携の中で。そういう場合に、ちょっと別なのですけども、プラスして申請書に添付資料が必要になる可能性はあると思われます。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 素朴な質疑だけれども、市役所ではマイナンバーを管理するのはどの部で管理するのですか。部とかあれが。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 役所の庁内におきましては、役割分担をしております。まず、市民環境部市民課ではマイナンバーカードの発行関係業務、そして企画部情報政策課ではマイナンバー制度における情報システム及びセキュリティー対策、そして総務部総務課、私どもでは特定個人情報の保護対策、また各所管課ではマイナンバーの収集管理、いろいろな、特に社会保障と税、災害に使うということですので、そういう業務を所管している所管課では利用事務としてマイナンバーの収集管理に当たることになっております。

○副委員長（田中隆徳君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） そうすると、総務部の誰々とはならないの。ただ、総務部でそういう縄張りのところを責任を持っているというだけで。その部の誰だか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 基本的には、各課の管理責任は課長にありますので、総務部であれば、私たちは総務課長、市民課長、情報政策課長、各課長が業務の責任者となります。

○委員（赤城正徳君） わかりました。

○副委員長（田中隆徳君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ちょっと、個人企業が息子や嫁や自分の妻とか子供とか、そういうのを他人に教えてしまった場合、漏えいした場合、そういう場合にはどういう罰則規定があるのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 業務で収集しました個人番号を不正な利益を図る目的で提供とか盗用した場合には、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金またはその両方が課せられます。

○副委員長（田中隆徳君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それと、市役所職員の中で退職していくな、3月いっぱい。そのときに、今までの個人番号に入っているデータ、それは個人番号を消してくださいというのではないよ、その番号の中

に入っているデータを私は消してくださいと言われたときには、市役所ではどのように扱うのか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 個人番号を含む特定個人情報の保管期間につきましては、各法令、またうちのほうの市の文書保管基準に基づきまして、その保管期限が切れた段階で全て廃棄することになっております。

○委員（赤城正徳君） わかりました。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） はい。

○副委員長（田中隆徳君） ほかにいらっしゃいますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今赤城委員さんが質疑して、今思いついたのだけれども、例の大阪府の堺市、ああいうことが起きて、その人は懲戒免職らしいですけれども、別にここの職員を疑うわけではないが、ああいう事例があるわけだよね。僕は赤城委員さんが今言ったから、ああ、そういえばきのうニュースでやっていたなと思って。うん。そういうのまではちゃんと、もしそういうことが起きた場合なんかを想定した、そういった対処の仕方とかそういったものは全部あるのですか、マニュアルで、国からのとか。ちょっと気になりまして、今赤城委員さんの質疑で。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 今回の事例については、本当に本人のコンプライアンスの問題だと思っておりますけれども、本市においては9月の議会におきましてマイナンバーに係る個人情報保護条例の一部改正案を可決いただきました後、9月29日の庁議、そして庁内ネットワークで全職員に個人情報の取り扱いの徹底を周知いたしました。そして、10月26日から28日の5回にわたりまして、情報セキュリティー研修会において改めて徹底をしたところです。さらに、来年2月に職員を対象にコンプライアンス研修を予定しておりますので、そこでも徹底を図りたいと思っております。ただ、とはいってしましても、セキュリティーは万全ではございませんので、そのような事態が起こらないように、ほかの自治体の情報とかいろいろとりながら、今後でき得る限りの方策を講じてまいりたいと考えております。そして、万が一そういう事態が発生した場合には、国のガイドラインにおいてまず事実関係の調査、原因の究明、影響を受ける可能性のある本人への連絡、国への報告、再発防止策の検討、決定、そして事実関係及び再発防止等の公表などをするようにという例示がされておりますので、それについて対処していくことになると思っております。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いろいろその対策は考えてやっていますということですよ、再発防止とかいろいろ。セキュリティーが万全ではないということは、もうこれは誰もがわかっていることで、あり得ることなので、漏えいとかって、それが悪用されたり。もしそういうことが起きた場合、例えばなり済まし詐欺なんてよく標的になるというのだけれども、起きた場合のそういう補償は何もないのだよね。あるのですか、何か。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 補償というか、我々の責任としては、できる限りそういうことがないように。なった場合には、今言いましたように、速やかな対策を進めていくことなのかなと思います。

○委員（鈴木 聡君） 歯切れ悪いな。

○総務課長（中澤忠義君） できる限りのセキュリティー対策を進めていくことが責任に当たるのかなというふうに考えます。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 課長に保証なんていうことを、どうするのだと言っても始まらないのだけれども、だけれども、それを国に。国は本当はそれをやるからには、そういった被害に対する補償も、これは本当はあるべきだと思うのですよ。絶対セキュリティーは万全ではないということは、お互いにイタチごっこで、それぞれの技術開発で、これは際限なく続くわけだから。

それはそれと、いいとして、これは企画部、それから総務部、市民環境部、いろいろ、3つにいろいろなあれが分かれているので複雑なのです。そういうまとまった話し合いというのはやっているのですか、互いに。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 3課及び所管課でマイナンバーに関する担当を持っておりますが、その中で別途推進会議を設置いたしまして、その中でいろいろな問題点等を整理、また推進会議の下に部会がございますので、名称的に言いますと推進委員会と作業部会が4つ設けてございまして、その中でいろいろ調整を進めながらこれまで来たところでございます。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） でも、本会議で何かいろいろ、何人かのそういうマイナンバーの話、質疑を受けると、何かあちこちでばらばらで、我々聞いているほうもわからなくなってしまうのですよね。だから、ふなれな、初めての経験ということもありますけれども、もうちょっとお互いに勉強してもらって、明快に答弁してもらいたいのですよね、本会議では。

あと、マイナンバー発行の対象者というのは数字的には正確には何万人なのですか。人口規模なのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 市民課のほうから情報を得まして、作成世帯は4万56世帯とのことでございます。済みません。12月2日現在で4万56世帯というデータをいただいています。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 世帯はそうだけれども、人数は。世帯には何人。いろいろあるでしょう。だから、人口的には、だから全人口でしょう、筑西市の。正確な数字は出ないのですか。よく10万5,000人とか言っているけれども、正確な。それは把握されていないの。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 済みません。ここにデータをお持ちしておりません。10月2日現在の人口数になるものと思いますが、ここに、済みません、その数字を持ってきておりません。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よく人口10万5,000人なんて言うけれども、マイナンバーを発行するからには正確な数字が出てくるわけですよ。1世帯5人なら何枚、全部。それを集計して、何万人という。それは数字はないのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） ありますけれども、済みません、ここに持ってございません。済みません。後で報告……。

○副委員長（田中隆徳君） 後で、では。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 議事進行で。さっきも言ったのですよ。資料がないとか、持ってきていないとか。だって、ここは細かくやることは、そういうものはもう用意して、ここに、答弁席に立つべきなのですよ。

○総務課長（中澤忠義君） 申しわけありません。

○委員（鈴木 聡君） ここにありませんとか。だって、大事な資料で、10万5,000人って、およその数字は。もう、1人までの数字までみんな把握して出したのでしょうか。それはないと思うのです。

では、また戻ります。本会議で市民環境部長が、返ってきてしまったのは2,700通ぐらいあるのだという話だけれども、それは最終的には全部配り終わるということでやっていくわけですよ。そうすると、例えば特老へ入っているとか、特養ホームだね、いろいろな施設に入っている人たちの問題についても事細かにそれは分類してやられているのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 戻っている数が12月10日現在で2,825通と聞いております。そして、先週までに各世帯に、その戻ったものは市のほうでお預かりしているという通知を送ったとのことでございます。また、ひとり暮らし等で長期間医療機関とか施設に入院、入所されている方、またDVの被害を受けている方で住民票の住所ではなくて、そこでは受け取れない方については、手続をすることによってこちらで受け取れるような制度になっております。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それで、年末までに間に合うのですか。あともう半月しかないですよ。そこら辺の、2,800通と今言ったけれども、それだけの数、年末までにどうなのですか。だって、市役所は28日で終わってしまうのでしょうか。そういうのも考えてみて、どうなのですか。

○副委員長（田中隆徳君） では、部長、お願いします。

尾岸市民環境部長。

（「届かないほうがいいんだけどよ、本当は」と呼ぶ者あり）

○市民環境部長（尾岸雅仁君） 済みません。通知、市で預かっているという案内文書を出したのは、市民課のほうで出しておりますので、私のほうでご答弁させていただきます。

市役所のほうで預かっていますという通知を出しまして、こちらにとりに来て下さいというような通知の中に、来週の日曜日、それから再来週の日曜日の午前中なのですけれども、担当の者が待機しまして、その日にも、日曜日にもとりに来てもらえるような体制を整える予定でございます。これは各支所のほうにもお願いしております。一生懸命努力はしていますけれども、皆さんが全員とりに来るかどうかという、その辺の100%とりに来るかどうかという確証というのは、ここでちょっと申し上げられませんけれども、そういう努力はしているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） いやいや。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 郵便屋さんは再配達しないのですか。もう市でやってくださいよという話なのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 尾岸市民環境部長。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） 現在のところ、郵便局のほうでは配達不在票を出して、1週間ぐらいは郵便局のほうにとりにきてくださいということで預かっているのですけれども、1週間を過ぎるような形で、市役所のほうに、配達されなかったということでこちらのほうに来ているという状況でございます。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、市役所で預かっているから、来てくださいよと言ってやるという話だけでも、来られない人とか、結構随分いると思うのです。そういう人たちには市のほうから配達するのですから。

○副委員長（田中隆徳君） 尾岸市民環境部長。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） 市のほうで配達するというところまで今は考えておりませんが、来週、再来週の日曜日の状況を見て、あと残った件数がどれぐらいあって、それがどういう状況で取りにこられないかというのちょっとチェックいたしまして、検討していきたいというふうに思います。

○委員（鈴木 聡君） もういいですよ。

○副委員長（田中隆徳君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 刑務所に入っている方はどうなりますか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 済みません。海外に行っている方については一時停止になって、戻った段階で、帰国した段階で交付するということになっておりますので、刑務所まで、申しわけありません、QアンドA読み込みしていないのですけれども、同様な措置になるのかなと思われま。済みません。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） いいです。

○副委員長（田中隆徳君） はい。

○委員（尾木恵子君） 1つだけ確認をさせていただきたいのですけれども、すごく今市民の方が不安に

思っているのは、もちろんセキュリティという部分では、特殊なそういうものを使う人たちへのセキュリティはもちろんなのですけれども、もっと、本当に市民というのは、今回すごく名前と自分の番号というのが外に漏れたら大変だというような意識がすごい強いと思うのですよ。だけれども、名前と番号だけ知れわたったからといって、どういう、では不安の懸念されるようなことになるのかというのははっきりさせていただいておいて、それが名前と番号だけだったら別に何のあれもないのですよというのが市民の方にわかれば、そこまでかたくなに拒否しないと思うのですけれども、その辺ってどうなのですか。それが一番知りたい部分かなと市民の方は思うのですけれども。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 今後広報の中でその辺を調整しながら広報していくようなことで考えていきたいと思えます。

○委員（尾木恵子君） 広報する前にここでは答えられないの。

○副委員長（田中隆徳君） どうぞ、尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ここでは答えられないのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） ご質疑は、名前と番号が流出しても心配ないですかというご質疑だと思うのですけれども、そのように政府の広報等では言われておりますけれども、ただ絶対心配ないというところまでは言い切れないのかなと思ひまして、ちょっと調整しまして、どういう形で広報……

○副委員長（田中隆徳君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） だから、例えば、ではどういう懸念がありますよというのを把握していただかないと、ただそういう心配がありますよと言われるだけでは、やっぱり、ではカード自体もつくらない、番号もできるだけみんな教えたくないし、使いたくないわとなってしまうと思うので、それはもうちょっとはっきりしておいたほうがいいかなと思ひますけれども。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） その辺は十分調整してまいりたいと思ひます。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。ほかにいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中隆徳君） それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第85号の採決をいたします。

議案第85号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（田中隆徳君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号のうち、総務部の所管の補正予算について説明を願ひます。

それでは、総務課から説明を願ひます。まず、中澤課長、願ひします。

○総務課長（中澤忠義君） 「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、総務課所管の補

正予算につきましてご説明いたします。

初めに、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為の補正でございます。中段の広報紙等配送委託、平成28年度611万3,000円につきましては、月2回、年間24回分の市広報紙などの各自治員宅等への配送委託料でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。款16県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金、説明欄1、選挙人名簿システム改修補助金19万4,000円につきましては、選挙人名簿管理電算システム改修に係る費用でございます。補助率2分の1の県補助金でございます。内容は歳出でご説明いたします。

次に、12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。初めに、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄の総務費職員給与関係経費900万円につきましては、茨城県から派遣いただいております2人の職員の派遣経費負担金の不足分でございます。

次に、下から2番目です。同じく款2総務費、項4選挙費、目3諸選挙費、説明欄の住民情報システム（選挙管理）運営経費38万9,000円につきましては、来年6月19日以降初めて公示される国政選挙から適用となる選挙年齢の引き下げに対応するため、選挙人名簿管理電算システムを改修する経費でございます。

なお、歳入でも説明させていただきましたが、県から19万4,000円の補助金を見込んでおります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○副委員長（田中隆徳君） ありがとうございます。

質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 幾つも一緒にやらないで、一つ一つでいいや。

○副委員長（田中隆徳君） まとめて答えてもらってしまうように今しているところですけども。

はい。

○委員（鈴木 聡君） まず、来年の参議院選挙から18歳の選挙が行使されると。18歳の選挙人というのはどのくらいいるのですか。

○副委員長（田中隆徳君） いいですか。中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 18歳、19歳と合わせまして、12月1日現在で男が1,088人、女が1,006人、合計で2,094人でございます。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それから、県の派遣職員が2人来ているというのですが、これは人事交流、対等交流、これはどこの部署において、県から派遣されてきて、それがどういうふうに市政に反映していくのかというか、そういったメリットだね。これは、給与というのは県のレベルで払うのですか、市のレベルで払うのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） まず、県から来ている職員につきましては、企画部の次長、新中核病院を担当している次長が1人と、経済部の商工観光課長が来ておられます。県のこれまで培った見識をうちで発

揮していただいているのかというふうに考えております。

なお、お給料につきましては、県で今までのお給料を支払っていただきまして、それを負担金として市のほうから支出しているものでございます。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 新中核病院、それと、商工観光課長ですか、これは目的があるわけだよな。新中核病院といえば、すぐそれはぱっとわかるのだけれども、商工観光は何、その人が来るとばあっと目の前が広がるのですか。どういう効果とか、効用とか、その人の力が必要なのかな。

○副委員長（田中隆徳君） 中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 今市のPRがとても大切な時期でございまして、このたび浅草のほうに、まるごとっぽんブースへの出展と、商工観光業務にいろいろと尽力させていただいているのではないかなと思います。

○委員（鈴木 聡君） 「ではないのかな」と言うのですか。

○総務課長（中澤忠義君） 失礼いたしました。

○委員（鈴木 聡君） そういう、何のためにこっちへ来てもらって、そして、先ほど言ったように、そういう市の観光PRには大いに役立つということで来てもらったというのだけれども、それは効果のあれはないのですか、あるのですか。そういうの、こっちに聞くとわからないのだ。

（「経済に聞かなくちゃ」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか、では。

総務部のほうだから、これはこれでいいですか、別のやつで。

○副委員長（田中隆徳君） はい。

○委員（鈴木 聡君） さっきも室長が来たとき言ったのですよ。いわゆる市の広報紙の印刷の話。総務部長、これは何ですか。印刷業界から、地元の筑西市の業者以外にも仕事が流れているというのですよ。それは総務部としてはどういうふうに考えて把握していますか。

○副委員長（田中隆徳君） 宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） 先ほど市長公室長が申しあげましたように、印刷業界に限らず、市の発注、印刷業務に関しては、基本的には市内の業者ということで進めております。ただ、多分特殊なものについての印刷、あるいはその印刷に絡むいろいろな委託業務も含めまして、市の業者では対応できないというふうなものについては、多分外注、市外の業者に発注する場合もあるかというふうに思っております。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 高度な技術が必要だという印刷物がそんなにあるのですか。市内の業者だってそれなりの技術を持っていますよ、ね。例えば、どういうものはできて、できないかというのは、例えばどんな話なのですか。どんな高度な技術で。

○副委員長（田中隆徳君） 宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） 例えば、高度な技術がどんなものかというのは、今すぐちょっと答えられないのですけれども、例えば、ある一定の資格があって、その業務を行わなくてはならないと。例えば、セ

セキュリティーの部分で個人情報を含む印刷物であれば、そういった一定の資格がある業者を指名して印刷をお願いするという場合が可能性としては考えられます。そういった場合、例えば市内業者にそういう資格がないという場合には、市外の業者になる可能性はあるのかなというふうに考えております。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 総務部長の答弁おかしいと思うのだ。可能性の話をしているのではないのだ。現実に行われていることで、こういう印刷物は無理だから今回出したのだという話ならわかる。将来の可能性とか、そういう可能性の話ではないですよ、やっぱり、現実到现在までやってきた中で市外の業者に発注がされているという話を伺っているの、何の可能性なのですか。具体的にこういうものがあるから、こうやったのだという話ではないのなものね。可能性の話なのです、それ。

○副委員長（田中隆徳君） では、宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） プライバシーマークの認定を受けた業者というのがあります。それは、個人情報を扱って、それを印刷にかけるといってのものでございまして、そのプライバシーマークを条件として契約を行う、入札を行うということになりますので、そのプライバシーマークを持っている業者さんということになると、市外の業者になってしまうということがあります。

○委員（鈴木 聡君） よくわからない。プライバシーマークというのは、市内の業者だと漏れてしまうという意味なの。そういう印刷技術が違うのですか、まだ。

○副委員長（田中隆徳君） 宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） プライバシーマークの認定を受けている業者という意味です。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすることで、地元の業者も資格を取れるような、そういう指導はないのですか、それは。

○副委員長（田中隆徳君） 宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） 地元の業者さんにもそのプライバシーマークについての、そういう業務がある場合は、そういう取ってくださいということをお願いしているのですが、プライバシーマークを取るには結構高額な料金がかかるという話を聞いております。ですから、取って、その業務に見合うかどうかというのは、それぞれの業者さんの判断かと思っております。

○委員（鈴木 聡君） またしつこくなってしまうから、やめます。後で伺いますから。

○副委員長（田中隆徳君） いいですか。

ほかにいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

次に、中林契約管財課長、説明をお願いいたします。

○契約管財課長（中林正貴君） 契約管財課の中林です。よろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。議案第89号のうちの契約管財課所管の補正につきましてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正でございます。中ほど下ですね、

上から13番目になります。本庁出先機関ごみ収集運搬委託、期間、平成28年度、限度額1,231万2,000円。これは、市内公共施設で発生する一般廃棄物の改修を委託するものでございます。

次に、その下でございます。本庁電話交換・庁舎案内委託、期間、平成28年度、限度額、1,043万2,000円。これは本庁舎の電話交換業務及び庁舎案内窓口業務を委託するものでございます。

次に、本庁舎駐車場管理委託、期間、平成28年度、限度額、140万4,000円。本庁舎前の駐車場の管理業務を委託するものでございまして、新年度も引き続きシルバー人材センターにお願いする予定でございます。

1つ飛ばしまして、次に公用車運行事業委託、期間、平成28年度、限度額、778万8,000円。市が所有するバス3台の運行業務を委託するものでございます。

以上、これらの4件につきましては、それぞれの委託事業が平成28年度当初から実施する必要がある業務であることから、本年度中に契約を可能とするため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、1つ上になります。下から7番目ですね。スピカビル本庁舎事務機器購入、期間、平成28年度、限度額、1,900万円でございますが、これは現在進めている本庁舎のスピカビル移転に伴い、事務用の机と椅子を購入するものでございます。現在本庁舎等で使用している事務用の机等は老朽化が進んでおりまして、そのようなことから順次新しい机に更新していく必要が生じております。そのような中で、来年度において本庁舎のスピカビル移転が予定されていることから、今般事務用の机と椅子を新たに調達いたしまして、引っ越しの際に新庁舎に配置するものでございます。このことにより、事務機の老朽化対策の改善が図られるとともに、あわせてスピカビルへの移転に際して引っ越し物品の量、引っ越し費用、引っ越し時間を大幅に削減する効果が期待されるものでございます。

なお、今般購入する数量は、現在本庁舎等の全体数量の約半分の350台を予定しておりまして、来年の5月に予定しているスピカビル庁舎内の仮移転、工事の都合上、3、4階を、一度1、2階に事務所をおろします。その仮移転に間に合うために今年度中に契約手続を行う必要があることから、債務負担について補正予算で対応をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（田中隆徳君） ご苦労さまです。

質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） スピカビルに本庁舎機能を移転するについては、古いものを運び出すよりも、新しいのを買ったほうが安いということは理屈でわかります。その古いものをどうしますか。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） ただいまのご質疑にご説明いたします。

本庁舎等で現在使っている事務机等、非常に、当然物によってはばらつきがあるのですが、40年経過しているようなものから調査したところ、30年とか、そのような長期にわたり使用しているものが大部分でありまして、やはり現在使えるまで、当然使っていますが、故障するたびに一部、順次交換しております。

そして、今回移転に伴いまして、そのようなものを一旦使えるものと使えないものに整理しまして、更新していきたくて考えております。ということで、今回新規購入に伴って発生する老朽化した机、椅子については再利用には余り向かない質のものと考えられますので、現在のところ、いずれ処分をすることと考えているところでございます。

○副委員長（田中隆徳君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 単純に廃棄処分してしまうということですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 確かに委員さんのご質疑で、大量の机、椅子、もったいないというような見方はあるかと思いますが、やはり正直言いまして、本当に老朽化が進んでおります。その中で古いものだけを抽出しますので、その古いものをまた再利用で有効活用というのも考えたのですが、なかなかそれが妙案としてうまく活用できないのではないかという判断で、処分せざるを得ないと考えております。

○副委員長（田中隆徳君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 例えばの話ですけれども、それを市役所駐車場に集めて、市民に無料で差し上げたらどうですか、捨ててしまうよりは。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 委員さんのご意見も確かに検討の対象になるかと思うのですが、何回も言っておりますように、ほとんど今皆さんが使っている机で老朽化したやつは、引き出しもろくにしまらないというものを引き続き使っているものでございまして、そういった取り組みも確かに検討する余地はあるかと思いますが、なかなかいい物が出ないので、そのような物が、安易に皆さんに配布したことによって放棄されるような懸念もございまして、もともと市で使っていた椅子、机がそちらに、もらったけれども、使いようがないから放置されるということは避けたいと考えております。

○副委員長（田中隆徳君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） では、最後に。ちなみに、この机はどうしますか。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） もちろん基本的には再利用というのですか、こちらの机は当然新しい机でございまして、移設しまして活用していきたいと考えております。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） はい。

○副委員長（田中隆徳君） ほかにいらっしゃいますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 350台を処分するのに、その中に入っているデータはどのように、消すのでしょうか、その消した後の確認というのは、誰がどのようにして。ただ見るのだから。データを。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 一応今回お願いしているのは机と椅子ということで、当然、中の残存物は全部担当者の責任において確認しまして、当然データ等が流出しないような対策はとる予定でおります。

○委員（赤城正徳君） それは、私は、消しましたと言ったが、この中に入っていたものが流れたときがあるだろう。それはどう確認するのだというの。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 今回対象としているものは、事務机を対象にしておりますので、机のみということで、丸裸の状態で処分するということを考えておりますので、そのように進めております。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） はい。

○副委員長（田中隆徳君） ほかにいらっしゃいますか。

○委員（鈴木 聡君） なければ、いいですか、やって。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、引っ越しは総務部長の仕事なのですか、まず。引っ越し、どのくらいかかるのですか。再来年の平成29年の1月か2月はもうオープンできるというのでしょうか。平成28年度末というか、早い末は。だから、そうすると今から、これからは当初予算編成、平成28年度の予算編成していると思うのだけれども、そういう中でどのくらいの引っ越しを考えているのですか、費用は。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） ただいまのご質疑にご説明いたします。

今回の引っ越し、スピカビル移転に伴いましては、非常に大規模な引っ越しが想定されます。そのようなことから、現在見積もりをとりまして精査しておりますが、非常に多額の見積もりが出ている状況であります。

○委員（鈴木 聡君） およそでいいです。

○契約管財課長（中林正貴君） その中で今現在精査しておりますので、ご存じのとおり今予算要求の作業に入っております。その中で、担当課でどこまでが直営で、どこまで削減できるかを詰めておりまして、金額的には今精査しているということで、ちょっと予算要求の作業中ということでご了解いただければと思います。

○委員（鈴木 聡君） 中林契約管財課長では何かちょっとあれだ。宮窪総務部長、大体大枠でどのくらいかかるの。それは、だってそれなりの計算をして請求するのでしょうか。だから、大体大ざっぱなことはいいのではないのか。ただ……。

○副委員長（田中隆徳君） 宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） 済みません。今中林契約管財課長のほうから申しあげましたように、かなり、見積もりをとると業者によって幅が相当あるものですから、その条件をどうするかによって相当幅を前後させる、上下させることができるような状況なのです。ですから、今最高額を言っても最低額を言っても、相当幅があるので、ちょっとその数字が今申しあげられない状態ですので、今精査をしているところで、もう少しお待ちいただきたいというふうに思います。

○委員（鈴木 聡君） では、単位でいいですよ。億単位なのか、10億円単位なのか、仮にだよ。単位ぐらいいいのではないですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 本当に、大変申しわけございません、今作業中で、非常に条件で、何百万円とか1,000万円とか、そういう単位で条件によって数字が動いている状況ですので、うちのほうでどこまでそれを切り詰めていけるか。今作業中だということで、ちょっと具体的な金額はもう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。

○副委員長（田中隆徳君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、引っ越し工程はどうなっているのですか。

○副委員長（田中隆徳君） 中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 引っ越しの予定でございますが、現在、先ほど説明しましたように、来年の5月の下旬に何とか1、2階の工事を完了しまして、実際今現在あります3、4階の事務所を1、2階に仮移転いたします。

○委員（鈴木 聡君） 5月。

○契約管財課長（中林正貴君） 5月ですね、下旬。まずその時期において仮移転の引っ越し業務が発生します。その後、来年の年度末を目標に全面移転を考えておりますので、その時期になりましたら、今度1、2階をまた3、4階、いわゆる本来の場所に戻しまして、その後本庁舎の部門が一斉にスピカビルに移転するというので、来年の3月をめどに今現在移転作業を進めているところです。

○委員（鈴木 聡君） 来年の3月ではない。

（「再来年」と呼ぶ者あり）

○契約管財課長（中林正貴君） 来年度の3月でございますね。失礼いたしました。

○副委員長（田中隆徳君） よろしいですか。

（「委員長、休憩」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部の所管について審査を終わります。

榎戸委員出席しました。

暫時休憩いたします。

再開時刻は11時25分といたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時25分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

委員長を交代しました。

では、企画部の審査に入りますが、その前に、先ほど資料を求めておりましたので、その点について稲

見公室長より説明がありますので、よろしく申し上げます。

○市長公室長（稲見 猛君） 立ったままで失礼いたします。

先ほど広報紙発行の債務負担行為の中で、鈴木委員さんのほうから、どのような業者を指名しているのかということでご質疑ございました。そのときは資料がなくて大変申しわけございませんでした。

広報紙につきましては、市内の入札登録業者11社ございますが、全社を指名いたしまして入札に付しておりますので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

では、議案第89号のうち、企画部所管の補正予算についての説明を願います。

では、企画課から、稲見企画課長、お願いします。

○企画課長（稲見博之君） それでは、企画課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。12、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画総務費でございます。説明欄の筑西広域市町村圏事務組合におきまして381万4,000円の減額をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金のうち、筑西広域市町村圏事務組合分賦金の減額でございます。内容でございますけれども、広域組合の事務局職員の給与関係経費の減額で、今年度の人事異動に伴います当初予算との差額の減額でございます。

なお、今回の補正予算に計上させていただきました分賦金につきましては、10月20日に開催されました筑西広域市町村圏事務組合の第2回定例会におきまして議決をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまです。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤でございます。着座にて失礼します。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○財政課長（海老澤布美男君） 議案第89号についてご説明いたします。

財政課所管の補正予算でございます。10ページ、11ページをお開き願います。款20、項1、目1 繰越金につきまして、今回の補正予算の財源調整のため2億3,504万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。2、歳出でございます。1番上でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費272万3,000円の増額をお願いするものでございます。福祉目的としてご寄付をいただいた民生費寄附金を福祉事業基金に積み立てするものでございます。

次の欄でございますが、真ん中辺で目14諸費でございます。目14諸費、説明欄で償還金1,426万7,000円

の増額は、平成26年度の生活扶助費等国庫負担金などの額の確定に伴う返還金などでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この福祉事業基金積立金というのは現在高はどのくらいあるのですか。

○財政課長（海老澤布美男君） ただいまの質疑にご答弁申し上げます。

平成27年9月30日現在で6,313万2,959円でございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 6,300万円もあるということですが、これは何か目的があってこれだけ残高、ずっと基金を積んできて、これからのそういう福祉事業に関係することに使うとは思いますが、どういう目的がありますか。計画。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） ただいまのご質疑でございます。

今から平成28年度の予算編成に入るわけでございますけれども、各担当課のほうからいろいろな事業が上がってきてございます。それらの事業に対して福祉目的、基金ということでございますので、充当するような事業があれば、それに財源、一財ではなくて、基金のほうから繰り入れして予算を編成するというふうなことになると思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ですから、いろいろな計画がどうのこうのあったが、どういう計画があるのですか。また、予算要求ないのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 予算要求はありますけれども、今ちょっと、どこに充てるかというふうなことまではちょっとまだ検討してございませんので、これから予算編成詰めていく中で財源を入れるかもしれないというふうなことでございます。

○委員（鈴木 聡君） ただ、いろいろな計画が上がってきているというか、例えばこういう計画があるとかと私らとしては聞きたいのです。ただ抽象的にいろいろな計画、何だかわからないですね。例えば、こういうものに使いたいとかあるのではないですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、坂入企画部長。

○企画部長（坂入龍一君） 基金については、毎年度福祉事業基金についても、鈴木委員おっしゃるようないろいろな事業に充らせていただいておりますけれども、毎年いろいろ、また抽象的だと言われるかもしれませんが、いろいろそれぞれ毎年度事業が上がってきますので、その中で私のほうから、この事業に充てたいということで選ばせていただいて、基金、福祉事業基金ばかりでもないのですけれども、目的に沿った基金のほうを繰り入れさせていただいているというような状況で予算を編成しております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

以上で企画部の所管についての審査を終わります。

ここで、執行部の企画部から税務部への入れかえをお願いいたします。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 速やかに着席願います。

では、税務部の所管の審査に入ります。

まず、議案第86号「筑西市税条例等の一部改正について」審査をしたいと思います。

それでは、課税課から説明を願います。

まず、角田課税課長。

○課税課長（角田明規君） それでは、失礼します。課税課の角田でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 着座にてどうぞ。

○課税課長（角田明規君） では、失礼します。着座で説明をさせていただきます。

議案第86号については、1ページからの収税課所管の第1条の筑西市条例の一部と、5ページからの課税課所管の第2条の平成27年5月にご承認いただきました改正条例の一部の2点の改正を行うものでございます。収税課では議案第89号の説明もでございますので、第2条を先に課税課よりご説明申し上げたいと思います。

それでは、議案第86号の5ページをお開き願いたいと思います。改正条例第2条、筑西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、この条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、改正するものでございます。

第1条のうち、筑西市条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削るものでございます。

同条例第36条2、第63条の2、第89条、第139条の3及び第149条の改正規定については、法人番号の根拠法令の定義づけを行うものでございます。

続きまして、同条例附則第10条の3の改正規定は、個人番号及び法人番号の根拠法令の定義づけを行うものです。

附則第1条第4号のうち、「第2条第3号及び第4号、」を削るものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございますが、第1条の施行期日ですが、本文第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 税の差し押さえの関係もあるのですか、これは。

○委員長（榎戸甲子夫君） 角田課税課長。

○課税課長（角田明規君） それについては第1条のほうの法改になりますので、収税課よりご説明を申し上げます。

別紙で1枚これがついていると思うのですけれども、議案のほかにも、税条例の改正はちょっと難しいので、この本文を読んでもわからないので。要するにここで言っているのは、番号法の制定に伴いまして、うちで便宜上使っている個人番号とか法人番号、今までも税の台帳上あるのですけれども、それを今まで我々は個人番号とか法人番号と言っていたのですけれども、これからは個人番号とか法人番号というのは法律第25号で言う番号のことをいうのですよというのを括弧書きで条例の中に入れたということで、法的根拠を条例に入れたというだけの話で、中身は一切何も変わっていません。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） マイナンバーをいわゆる税の申告時にちゃんと書けとか、そういうあれなのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 角田課税課長。

○課税課長（角田明規君） これは条例の規定で、そういう具体的な中身の話ではなくて、法人番号とか個人番号というのは、今までであるような番号ではなくて、法律第25号に規定している番号のことをいいますよというのを条例でうたっているだけで、中身の話はここには入っていません。

（「文言だ」と呼ぶ者あり）

○課税課長（角田明規君） そうですね、文言の整備ですね。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですね。

○委員（鈴木 聡君） いいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、金田収税課長。

○収税課長（金田昌明君） 収税課の金田と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「筑西市税条例等の一部改正について」、収税課所管分の説明をさせていただきます。

初めに、1ページの改正条例第1条、筑西市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。筑西市税条例の改正につきましては、平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受けて地方税の猶予制度についても地方税法が所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において地方税法が改正されたことに伴い、筑西市税条例の一部を改正するものでございます。今回の地方税法の改正は、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る一定の事項については各地域の実情において条例で定める仕組みとされたことから、条例に規定するものでございます。

逐条によりご説明いたします。1ページ中段から2ページ中段までの第8条につきましてご説明申し上げます。徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付、納入の方法を定めるものでございます。地方税法において、徴収の猶予に係る徴収金の納付方法等については地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定するものでございます。

内容につきましては、第1項は、猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月に分割して納付し、ま

たは納入させるというものです。また、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月とするものでございます。

第2項では、徴収の猶予に係る徴収金を分割して納付させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものでございます。

第3項は、市長は、徴収の猶予を受けた者がその納期限までに納付することができないことにつきやむを得ない事情、理由があると認めるときには、分割納付の納付期限ごとの納付金額を変更することができるとするものでございます。

第4項は、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるときは、その旨を徴収の猶予を受けた者に通知をしなければならないとするものでございます。

第5項は、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときは、その旨を変更を受けた者に通知しなければならないとするものでございます。

次に、2ページ中段から3ページ中段までの第9条についてご説明申し上げます。徴収猶予の申請手続等について定めるものでございます。地方税法において徴収の猶予の手続等について規定され、申請書の記載事項及び添付書類等については地方団体の条例で定めることとなったため、条例に規定するものでございます。その申請書への記載事項は、1つ、市の徴収金を一時に納付し、また納入することができない事情の詳細。1つとしまして、納付し、または納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額。1つ、これは猶予を受けようとする金額でございます。それとまた、猶予を受けようとする期間。分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額、担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項。猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及びその所在その他担保に関し参考となるべき事項でございます。

申請書への添付書類は、一時に納付することができない事実を証するに足りる書類、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類でございます。

また、徴収猶予の申請において不備等があった場合には、訂正期限を通知を受けた日から20日以内とするものでございます。

次に、第11条でございます。職権による換価の猶予の手続等について定めるものでございます。地方税法において職権による換価の猶予の手続等について規定され、書類の提出については地方団体の条例で定めることとなったために条例に規定をするものでございます。

なお、分割納付の方法等については、徴収猶予の規定を準用いたします。

提出を求めることができる書類。財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類、分割納付をさせるために必要となる書類でございます。

4 ページ上段から下段までの第12条でございます。新たに新設されました申請による換価の猶予の申請手続等について規定するものでございます。地方税において申請による換価の猶予の手続等について規定され、申請期限、申請書への記載事項及び添付書類等については地方団体の条例で定めるものとなったために、次のとおり条例に規定をするものでございます。

なお、分割納付の方法等につきましては、徴収猶予の規定を準用いたします。その申請期限は、地方団体の徴収期限から6カ月以内とする。申請書への記載事項は、一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細、納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額、猶予を受けようとする金額、猶予を受けようとする期間、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類。分割納付の各納期限及び各納付期限ごとの納付金額。また、申請書への添付書類につきましては、財産目録、その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類。猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類でございます。換価の猶予に、申請において不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とするものでございます。

4 ページ下段の第13条につきましては、担保を徴する必要がある場合の規定を定めるものでございます。猶予に係る……

○委員長（榎戸甲子夫君） 金田収税課長、ここに記してあるのだから、朗読ではなくて、もっと簡単明瞭に説明して。説明だよ、あなた朗読しているの、さっきから。

○収税課長（金田昌明君） 担保を徴する必要がある場合の規定でございますけれども、猶予に係る金額が100万円以下、または猶予期間が3カ月以内の場合には担保を徴する必要はないというものでございます。

その下の第18条と第23条につきましては、所要の規定の整備により改正するものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。第1条は施行期日でございまして、平成28年4月1日からの施行とするものでございます。

第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を規定したものでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 年間差し押さえなんていうのは、どのくらい件数はあるのですか。それから、そういう滞納者。そういった滞納者が何人いるか、個人、法人とか、それから差し押さえしているとかという数字で示してください、年間。

○委員長（榎戸甲子夫君） 金田収税課長。

○収税課長（金田昌明君） まず、差し押さえの件数でございます。平成26年度でございますけれども、

差し押さえ件数は不動産、債権合わせまして600件でございます。前年度、平成25年度は314件でございます。平成24年度は699件、これは年度によってばらつきがございますので、ご理解のほどよろしく願いたします。

全体の滞納者の人数、金額等につきましては、平成24年度が13億4,100万円でございます。平成25年度につきましては、12億580万円です。平成26年度は10億880万円となっております。

○委員（鈴木 聡君） 件数はわかるのですか。件数。

○収税課長（金田昌明君） 件数はちょっとわからないのですけれども。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは茨城租税債権管理機構も含めての件数なのですか、差し押さえというのは。

○収税課長（金田昌明君） 移管した分も含めてでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（鈴木 聡君） これはどうなのですか。例えば、もう本当に払えないということで差し押さえということなのですが、そういう財産没収で、預金とかそういうものはやっぱりそれなりに徴収できるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 金田収税課長。

○収税課長（金田昌明君） 今委員質疑の件ですけれども、この今説明しましたこれは徴収の猶予と換価の猶予ですね。これは納税の猶予の一環として徴収の猶予と換価の猶予と滞納処分の執行停止、これが3つで納税の猶予制度なのですけれども、今申し上げました差し押さえに関しては、納付資力がある、税を納めるだけの資力があるのに税金を納めない方に対しては、この滞納処分の差し押さえによって財産取り立て、換価して税金に充当するものでございます。そのほかに、納税の意識はあっても納めるだけの資力がなくて、当然そういう理由に応じて、病気だったりする方もいらっしゃいますので、その方につきましては、今ご説明の納税の猶予制度を活用するというところでございます。

○委員（鈴木 聡君） いいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） いいですか。

では、質疑を終結いたします。

これより議案第86号の採決をいたします。

議案第86号「筑西市税条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号のうち、税務部の所管の補正予算について説明を願います。

それでは、収税課から説明を、金田収税課長、お願いいたします。

○収税課長（金田昌明君） 引き続き議案第89号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

4ページをお開きいただきます。第2表、債務負担行為補正でございます。4ページ、下から4行目、市税コンビニ収納委託と、下から3行目、市税公金収納情報データ化委託の2件の追加でございます。平

成28年4月1日から執行を要するため、平成27年度内に契約を行い、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

まず、4ページ、下から4行目の市税コンビニ収納委託でございます。期間は平成28年度、限度額は445万6,000円でございます。市税コンビニ収納委託につきましては、市税を365日24時間、全国どこのコンビニエンスストアにおきましても納付可能とすることで納税者の利便性の向上、市税収納の確保を目的として、コンビニでの市税の収納を委託するものでございます。

次に、4ページ下から3行目、市税公金収納情報データ化委託でございます。期間は平成28年度、限度額434万3,000円でございます。市税公金収納情報データ化委託につきましては、金融機関、市役所等で納付された市税の情報を迅速かつ正確に把握することで市民サービスの向上を図ることを目的とし、市税の領収済み通知書のデータ読み取り及び消し込みデータ作成を委託するものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

以上で税務部の所管についての審査を終わります。

ここで執行部の税務部から市民環境部への入れかえをお願いいたします。

ちょうど11時になりましたので、もう少し頑張りましょう。急いでやりましょう。手短に。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次に市民環境部の所管の審査に入ります。

まず、議案第82号「下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について」審査をいただきたいと存じます。

では、防災安全課から説明を願います。

谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） よろしく願います。それでは、早速議案第82号についてご説明申し上げます。

「下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について」、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設、名称、下館駅南自転車等駐車場、所在は筑西市乙1047番地1及び下館駅北自転車等駐車場、所在は筑西市乙76番地24。

2、指定管理者の名称、公益社団法人筑西市シルバー人材センター、代表者、理事長渡邊登男、所在、筑西市二木成1622番地3。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）。

平成27年12月2日提出でございます。

次のページをお開き願います。参考としまして、下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場

の指定管理業務に係る仮協定書でございます。仮協定書の締結につきましては、公募期間を10月2日より市ホームページに掲載し、指定管理者候補者の書類審査を10月19日に、第2次審査及び選定会議を10月27日に実施しました。筑西市シルバー人材センターを指定管理者候補として、11月4日に仮協定書を結んだものでございます。

指定管理の内容につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入いたしまして、来年の3月31日で2度目の指定管理期間が終了となります。今回の指定管理候補であります筑西市シルバー人材センターにより、管理運営がなされております。5年間の管理委託料の上限につきましては、186万3,000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは収支はどうなっているの。毎年収支を出して、そして管理委託料を払うのではなくて、これ5年間で180万円。年間三十何万円ぐらいですか。37万円。収支は把握しているの、年間、毎年毎年。

○防災安全課長（谷嶋利男君） はい、そうです。

○委員（鈴木 聡君） それ言ってください。収支。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 5年間で190万円を上限としまして、収入予算に基づいてシルバー人材センターが提案してくださったものでございます。

○委員（鈴木 聡君） 毎年収支は出すのでしょうか。出さない、収支決算みたいな。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 5年間で186万3,000円でございますので、平成28年度は36万7,000円、平成29年度から平成32年度までは各年度37万4,000円というふうな収支になってございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） これは無料でやる、無料で。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 一応お金はいただいてございます。

（「その収支は知らないと言うんだ」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） だよね。収支決算というのはやらないのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） ちょっと待ってください。

○委員（鈴木 聡君） 担当事務をやっている人はいないの。では、いいや、後で教えてください。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 済みません。時間ないです。

○委員（鈴木 聡君） もう時間食ってしまうから、いい。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、谷嶋防災安全課長に申し上げておきます。

ただいま鈴木委員さんからお話ありましたように、後で資料提出でよろしく申し上げます。

○防災安全課長（谷嶋利男君） はい、わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 委員それぞれが注目している点でございますので、よろしく申し上げます。

質疑を終結いたします。

これより、議案第82号の採決をいたします。

議案第82号「下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第87号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと思えます。

それでは、防災安全課から説明を願います。

谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） よろしく願います。それでは、議案第87号についてご説明申し上げます。

筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、標記について次のとおり提出するということで、平成27年12月2日でございます。

今回の条例改正の部分は、非常勤職員特別職の報酬額について定めた別紙第2の中で新たな委員の職を加えまして、報酬額を定めるものでございます。

同表第3項でございますが、市民環境の委員を指定した部分でございます。追加部分につきましては、適切な管理がなされていない空き家対策について制定された空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第2項に基づき、空き家対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために設置する筑西市空家等対策協議会の委員の報酬を新たに規定するものでございます。委員の報酬額は日額4,800円とするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

これより、議案第87号の採決をいたします。

議案第87号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号のうち、市民環境部の所管の補正予算について説明を願います。

では、まず谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 引き続き議案第89号を説明させていただきます。

「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、防災安全課所管の補正予算内容についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 簡単でいいよ。

○防災安全課長（谷嶋利男君） はい。第2表の債務負担行為補正でございます。防災安全課につきましては、4ページの事項の上から1行目をごらん願います。下館駅南・北自転車等駐車場管理委託186万3,000円の限度額につきましては、常に良好な状態において管理する委託経費でございます。防災安全課所管といたしましては、この業務委託につきましては継続して行う業務であり、業務を適正に運営管理をすることによる放置自転車の解消、交通事故防止につなげていくことができるように新年度当初から業務の遂行を図るため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。2、歳出でございます。中段をごらん願います。款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費5万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明欄をごらん願います。空家等対策事業の節、報酬の4万8,000円及び同款項目節9旅費の6,000円でございます。これにつきましては、平成27年5月26日に完全施行されました空家対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき設置いたします筑西市空家等対策協議会の委員の報酬の旅費でございます。当初予算には計上しておりませんでした。空き家対策における市の割合を迅速に遂行するため、本年度中に空家等対策協議会を開催いたしたく、増額補正をお願いするものでございます。よろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

○委員（鈴木 聡君） これ、会議を何回やって、いつ特別措置法に基づく対策が打ち出されるのですか。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 今年度は一応1回の予定で、全体スケジュールとしましては今年度1回で、来年度に引き続き協議会のほうを年3回から4回でやる予定になっています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、いつ結論が出て、それを実際に実行していくのか。予定、スケジュール。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） お答えいたします。

来年の夏以降に大体の筋道を立てまして実施する予定でございます。

○委員（鈴木 聡君） もういいです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、中島市民課長。

○市民課長（中島真一君） 市民課長の中島でございます。よろしく願います。

12ページ、13ページをお開き願います。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、説明欄が社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業552万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

今回の補正予算の内容でございますが、通知カード、またこれから交付になります個人番号カードには住所、氏名、性別、生年月日、この4情報が記載されております。私は通知カードを持ってきましたけれども、表面にこういう4情報が記載されています。結婚ですとか転居なんかがありますと、当然住所が変わったり、氏名が変わったりします。それを裏側に、何月何日に変更になったと、そういうのを記載するものがこの裏書きシステムというものです。今回その裏書きシステムを本庁に2台、各支所1台、出張所1台ということで、合計6台を導入してスムーズな事務処理を行っていくというものが今回の保守の委

託料と備品購入費でございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、廣瀬環境課長。

○環境課長（廣瀬浩之君） 環境課の廣瀬です。よろしく願います。

議案第89号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、環境課所管の補正予算の内容についてご説明いたします。

4、5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。環境課所管につきましては、5ページの事項欄の下から5行目をごらん願います。初めに、公共用水域等水質分析委託328万円の限度額につきましては、茨城県の公共用水域の水質測定計画に基づき、五行川、大谷川の水質調査及び市内9河川の水質調査を実施することにより、水質汚濁の状況を把握し、未然に公害を防止する委託経費でございます。

次に、道路側溝清掃委託3,000万円の限度額につきましては、各自治会から側溝清掃要望を受け、道路側溝の清掃及び清掃に伴い発生した汚泥の収集運搬と汚泥処分する委託経費でございます。

次に、一般ごみ収集運搬委託1億3,128万8,000円の限度額につきましては、集積所から収集した一般ごみを筑西市広域市町村圏事務組合の環境センターへ運搬する委託経費でございます。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託84万3,000円の限度額につきましては、集積所に出せない粗大ごみを市が戸別に収集運搬する委託経費でございます。

次に、資源ごみ収集運搬委託8,339万9,000円の限度額につきましては、リサイクルステーションから収集した資源ごみを買い取り業者へ運搬する委託経費でございます。

環境課所管といたしましては、これらの5つの業務委託につきましては継続して行う業務であり、環境保全や市民生活に支障を来さないように新年度当初から業務遂行を図るため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳出でございます。中段下をごらん願います。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費376万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明欄をごらん願います。筑西広域市町村圏事務組合参画事業（ごみ・し尿）の節19負担金補助及び交付金でございます。筑西広域市町村圏事務組合の環境センター運営に係る分賦金でございます。内容は、職員の人事異動に伴い、職員関係経費に変更が生じたため、ごみ処理施設の増額をお願いするものでございます。

以上が環境課所管の補正予算の内容でございます。よろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さん。

質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 資源ごみ収集運搬費なのですけれども、8,300万円の大きいところなのですけれ

ども、資源ごみだからお金になりますよね。それは収入はどのぐらいありますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 廣瀬環境課長。

○環境課長（廣瀬浩之君） 収入といたしましては、各……

○委員（藤川寧子君） 資源ごみの処理費。処理費って、一応リサイクルだから、ガラスとか缶とか、お金に還元できますでしょう。それは幾らぐらい収入になりますか。幾らぐらいになりますか。それをまた自治会に配ってはいただいていますけれども、市としては収集運搬して、そのお金はどうしていますか。

○環境課長（廣瀬浩之君） 収集いたしますして、買い取ってもらったりサイクルの収入は、各リサイクル団体のほうに収入として入りまして、市には入ってこないです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 全く市はそこは関知しない。業者が収集しますでしょう。それは自治会に戻されますけれども、それは全額。

○環境課長（廣瀬浩之君） そうです。

○委員（藤川寧子君） それ、全額は幾らですか。

○環境課長（廣瀬浩之君） ちょっと資料、各団体の収入のほうの資料がきょう持ってきていませんもので。

○委員（藤川寧子君） また後でお願いします。結構です。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、後日、藤川委員さんの要望にお応えしてください。

尾岸市民環境部長。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） 済みません。先ほど鈴木委員さんのほうから、通知カードは何通、世帯数ではなくて、人数は幾つという質疑がございましたので、済みません。10万7,959人でございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上で議案第89号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」について各部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決をいたします。「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で総務企画委員会の審査を終了します。

執行部は退席願います。ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉 会 午後 0時23分